

藤沢市手数料条例の一部改正について
 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表1の項から4の項までを次のように改める。

| | | | | |
|---|--|--|--------|---|
| 1 | 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。） | (1) 申請前 あらかじめ 当該計画に ついて登録 住宅性能評 価機関によ る技術的審 査を受けて いる場合 | 1 件 | (1) 一戸建て住宅を新築する場合は、8,000円 (2) 共同住宅等を新築する場合は、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額 ア 1戸から5戸まで 15,000円 イ 6戸から10戸まで 26,000円 ウ 11戸から25戸まで 41,000円 エ 26戸から50戸まで 71,000円 オ 51戸から100戸まで 120,000円 カ 101戸から200戸まで 190,000円 キ 201戸から300戸まで 240,000円 ク 301戸以上 260,000円 (3) 一戸建て住宅を増築又は改築する場合は、12,000円 (4) 共同住宅等を増築又は改築する |
|---|--|--|--------|---|

| | | |
|------------------|--------|--|
| | | <p>場合は、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額</p> <p>ア 1戸から5戸まで 23,000円</p> <p>イ 6戸から10戸まで 40,000円</p> <p>ウ 11戸から25戸まで 61,000円</p> <p>エ 26戸から50戸まで 110,000円</p> <p>オ 51戸から100戸まで 170,000円</p> <p>カ 101戸から200戸まで 290,000円</p> <p>キ 201戸から300戸まで 360,000円</p> <p>ク 301戸以上 400,000円</p> |
| (2) (1)以外 の場合 | 1 件 | <p>(1) 一戸建て住宅を新築する場合は、45,000円</p> <p>(2) 共同住宅等を新築する場合は、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額</p> <p>ア 1戸から5戸まで 110,000円</p> <p>イ 6戸から10戸まで 170,000円</p> <p>ウ 11戸から25戸まで 340,000円</p> <p>エ 26戸から50戸まで 600,000円</p> <p>オ 51戸から100戸まで 1,000,000円</p> <p>カ 101戸から200戸まで 1,900,000円</p> <p>キ 201戸から300戸まで 2,700,000円</p> <p>ク 301戸以上 3,400,000円</p> <p>(3) 一戸建て住宅を増築又は改築する場合は、68,000円</p> <p>(4) 共同住宅等を増築又は改築する場合は、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応</p> |

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| | | | | じ、それぞれアからクまでに定める額 ア 1戸から5戸まで 160,000円 イ 6戸から10戸まで 260,000円 ウ 11戸から25戸まで 510,000円 エ 26戸から50戸まで 910,000円 オ 51戸から100戸まで 1,600,000円 カ 101戸から200戸まで 2,900,000円 キ 201戸から300戸まで 4,100,000円 ク 301戸以上 5,000,000円 |
| 2 | 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。） | 1件 | 1の項の規定の例により算出した額に申請建築物について別表第4の1の表1の項、2の項及び3の項の規定の例により算出した額を加算した額 | |
| 3 | 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。） | (1) 申請前 あらかじめ 当該計画の 変更について 登録住宅 性能評価機 関による技 術的審査を 受けている 場合 1件 | (1) 一戸建て住宅を新築する場合として当初の認定を受けているものは、4,000円 (2) 共同住宅等を新築する場合として当初の認定を受けているものは、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額 ア 1戸から5戸まで 7,500円 イ 6戸から10戸まで 13,000円 ウ 11戸から25戸まで 20,500円 エ 26戸から50戸まで 35,500円 オ 51戸から100戸まで 60,000円 カ 101戸から200戸まで 95,000円 | |

| | | |
|-------------------|--------|--|
| | | <p>キ 201 戸から 300 戸まで 120,000 円</p> <p>ク 301 戸以上 130,000 円</p> <p>(3) 一戸建て住宅を増築又は改築する 場合として当初の認定を受けて いるものは, 6,000 円</p> <p>(4) 共同住宅等を増築又は改築する 場合として当初の認定を受けてい るものは, 次のアからクまでに掲 げる建築物の住戸の総数に応じ, それぞれアからクまでに定める額</p> <p>ア 1 戸から 5 戸まで 11,500 円</p> <p>イ 6 戸から 10 戸まで 20,000 円</p> <p>ウ 11 戸から 25 戸まで 30,500 円</p> <p>エ 26 戸から 50 戸まで 55,000 円</p> <p>オ 51 戸から 100 戸まで 85,000 円</p> <p>カ 101 戸から 200 戸まで 145,000 円</p> <p>キ 201 戸から 300 戸まで 180,000 円</p> <p>ク 301 戸以上 200,000 円</p> |
| (2) (1) 以外 の場合 | 1 件 | <p>(1) 一戸建て住宅を新築する場合と して当初の認定を受けているもの は, 22,500 円</p> <p>(2) 共同住宅等の新築する場合とし て当初の認定を受けているもの は, 次のアからクまでに掲げる建 築物の住戸の総数に応じ, それぞ れアからクまでに定める額</p> <p>ア 1 戸から 5 戸まで 55,000 円</p> <p>イ 6 戸から 10 戸まで 85,000 円</p> <p>ウ 11 戸から 25 戸まで 170,000 円</p> <p>エ 26 戸から 50 戸まで 300,000 円</p> <p>オ 51 戸から 100 戸まで 500,000 円</p> <p>カ 101 戸から 200 戸まで</p> |

| | | | |
|---|--|-----|--|
| | | | <p>950,000 円</p> <p>キ 201 戸から 300 戸まで 1,350,000 円</p> <p>ク 301 戸以上 1,700,000 円</p> <p>(3) 一戸建て住宅を増築又は改築する場合として当初の認定を受けているものは、34,000 円</p> <p>(4) 共同住宅等を増築又は改築する場合として当初の認定を受けているものは、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額</p> <p>ア 1 戸から 5 戸まで 80,000 円</p> <p>イ 6 戸から 10 戸まで 130,000 円</p> <p>ウ 11 戸から 25 戸まで 255,000 円</p> <p>エ 26 戸から 50 戸まで 455,000 円</p> <p>オ 51 戸から 100 戸まで 800,000 円</p> <p>カ 101 戸から 200 戸まで 1,450,000 円</p> <p>キ 201 戸から 300 戸まで 2,050,000 円</p> <p>ク 301 戸以上 2,500,000 円</p> |
| 4 | <p>法第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）</p> | 1 件 | <p>3 の項の規定の例により算出した額に申請建築物について別表第 4 の 1 の表 1 の項、2 の項及び 3 の項の規定の例により算出した額を加算した額</p> |

別表第 4 の 2 の表 5 の項手数料を徴収する事務の欄中「法第 9 条第 1 項」の次に「又は同条第 3 項」を加え、同項単位の欄中「1 戸」を「1 件」に改め、同表 6 の項手数料を徴収する事務の欄中「法第 9 条第 1 項」の次に「又は同条第 3 項」を加え、同項単位の欄中「1 戸」を「1 件」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

5 の項の規定の例により算出した額に申請建築物について別表第 4 の 1 の表 1 の項、2 の項及び 3 の項の規定の例により算出した額を加算した額

別表第 4 の 2 の表 7 の項単位の欄中「1 戸」を「1 件」に改め、同項の次に

次の1項を加える。

| | | | |
|---|------------------------------------|----|----------|
| 8 | 法第18条第1項の規定による容積率の特例に係る許可の申請に対する審査 | 1件 | 160,000円 |
|---|------------------------------------|----|----------|

別表第4の2の表備考の項を次のように改める。

| |
|---|
| 備考 |
| 1 この表において「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。 |
| 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、併用住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 |

第2条 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表1の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表2の項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同表3の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表4の項中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

第3条 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表1の項中

| | | | | | |
|---|---|---|----|---------|---|
| 「 | 項 | 手数料を徴収する事務 | 単位 | 金額 | |
| | 1 | 法第55条第1項の規定による令第35条第1号の飲食店営業の許可申請に対する審査 | 1件 | 16,000円 | を |
| | | | | | 」 |

| | | | | | | |
|---|---|---|--------------|----|---------|---|
| 「 | 項 | 手数料を徴収する事務 | 単位 | 金額 | | |
| | 1 | 法第55条第1項の規定による令第35条第1号の飲食店営業の許可申請に対する審査 | (1) 屋台型臨時営業 | 1件 | 4,000円 | に |
| | | | (2) (1)以外の営業 | 1件 | 16,000円 | |
| | | | | | 」 | |

改める。

附 則

この条例中、第1条の改正規定は令和4年2月20日から、第2条の改正規定は令和4年4月1日から、第3条の改正規定は令和4年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により長期優良住宅建築等計画に係る事務手続が合理化されたこと及び神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部改正により臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の施設基準が新設されたこと等に伴い所要の改正をし、並びに租税特別措置法の一部改正により連結納税制度が見直されたことによる規定の整備をする必要による。